

東京都市計画防災街区整備地区計画（大森中・糺谷・蒲田地区防災街区整備地区計画）の決定（大田区決定）について 【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>本地区計画は、木造密集地域の防災性向上、防災活動拠点の整備やこれに至る避難路の安全性を強化する等の総合的な防災関連事業の展開を図り、災害に強く、安心して住み続けられる良好な街並みの快適な市街地の形成を図ることを目標としている。 平成8年度に策定された「東京都防災都市づくり推進計画」において重点整備地域に指定され、これを受けて地元住民を主体とするまちづくりの会が設立され、防災フェアやアンケート、まち歩き、説明会などの防災まちづくりを区とともに進めてきた。 その後、防災街区整備地区計画の原案は、平成23年6月28日に開催された第148回大田区都市計画審議会へ諮問し、諮問案のとおり定めることが適当であるとの答申を受けたものである。 本案件は、防災街区整備地区計画の原案を案として、都市計画決定しようとするものである。</p>	<p>根拠法令： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日法律第49号）第32条（防災街区整備地区計画） 都市計画の決定にかかる都知事同意協議 平成23年7月29日付けで同意</p>
<p>2 位 置</p>	<p>本計画は、第一京浜、産業道路、環状8号線の道路に囲まれた区域である。</p>	
<p>3 都市計画の内容</p>	<p>位置：大田区大森東二丁目、大森東三丁目、大森東四丁目、大森南一丁目、大森中一丁目、大森中二丁目、大森中三丁目、東糺谷一丁目、東糺谷二丁目、東糺谷三丁目、西糺谷一丁目、西糺谷二丁目、西糺谷三丁目、西糺谷四丁目、北糺谷一丁目、北糺谷二丁目、羽田一丁目、東蒲田一丁目、東蒲田二丁目、南蒲田一丁目、南蒲田二丁目 面積：約197ha 建築物等に関する事項： ①建築物の構造に関する防火上必要な制限 ②建築物の間口率の最低限度 ③建築物等の高さの最低限度 ④建築物等の用途の制限 ⑤建築物の敷地面積の最低限度 ⑥壁面の位置の制限 ⑦壁面後退区域における工作物設置の制限 ⑧建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ⑨垣又はさくの構造の制限</p>	
<p>4 説明会の概要</p>	<p>日時： ①平成23年7月31日(日) 午後2時～ ②平成23年8月 1日(月) 午後7時～ ③平成23年8月 3日(水) 午後7時～ ④平成23年8月 7日(日) 午後2時～ 場所： ①、②は糺谷特別出張所 2階大会議室 ③、④は蒲田図書館 2階多目的室</p>	
<p>5 公告・縦覧</p>	<p>縦覧期間：平成23年8月8日(月)～8月22日(月) 縦覧場所：大田区まちづくり推進部都市開発課 大森東特別出張所 大森西特別出張所 糺谷特別出張所 蒲田東特別出張所 縦覧者：1名 意見書受付期間： 平成23年8月8日(月)～8月22日(月) 意見書：5通(3名) 要旨：当日資料2のとおり</p>	

・東京都市計画防災街区整備地区計画 大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画
 以上に係る都市計画案を平成23年8月8日から平成23年8月22日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法の規定により5通（3名）の意見書の提出があり、その意見書の要旨は以下のとおりである。

都市計画の種類	意見書の詳細について
<p>・東京都市計画 防災街区整備 地区計画 大森中・糀谷・蒲田 地区防災街区整備 地区計画</p>	<p>種 別：賛成の意見 意見書数：1通（1名） 要 旨：・計画を実行するために強制力をもたせてほしい</p> <p>種 別：反対の意見 意見書数：1通（1名） 要 旨：・壁面後退区域における工作物設置の制限を行う前に、道路内の電柱等の撤去もしくは地中化を行うべきである。</p> <p>・対価なく一方的に私有地に制限をかけるのはおかしい</p> <p>種 別：その他の意見 意見書数：3通（1名） 要 旨：・都市計画道路の早期事業化を図るとともに、地区防災道路を見直すべきである。</p> <p>・建築物の敷地面積の最低限度の項に記載されているただし書き2）及び3）については削除すべきである。</p> <p>・防災街区整備地区計画の目標を達成するには、特定建築物地区整備計画の内容には不備な点がある。</p>